

コミュニティ活動

1. 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体の概要

	自治会	校区コミュニティ	市民活動団体
概要	良好な地域社会をつくるため、市内の一定区域内の市民によって主体的に組織された団体【第2条定義】。 原則として全世帯(戸)加入の考え方に立っており、その区域内に生じるさまざまな(共同の)問題に対処することをとおして、地域を代表しつつ、地域の(共同)管理に当たる住民自治組織。	良好な地域社会をつくるため、市内の小中学校区内の市民、自治会及びその他の団体等によって主体的に組織された団体【第2条定義】。 一つの自治会だけでは対応が難しい課題や広域的に対応した方が効果的な活動に取り組んでいる。	特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の共通の目的を持つ人が集まり、自主的・自発的に公益的な活動を行う団体であって市内で活動するもの(主として営利を目的とした活動、政治的活動及び宗教的活動を行う団体並びに自治会及び校区コミュニティを除く。) 【第2条定義】。
団体数	46団体	6団体 (全8校区のうち6校区で設立)	44団体(令和6年度登録団体) 市に主たる事務所を置く特定非営利活動法人は6団体
市の支援状況	自治会統合型交付金： 組織運営、地域分別収集、道路環境美化、防犯灯設置・維持管理、地域環境整備、分館活動及び分館教養学級に対して一定額(自治会当たり13万円～74万円)を交付。	校区まちづくり事業交付金： 組織運営、環境保全・地域美化、青少年健全育成、防犯・防災、健康・福祉、広報、その他地域の特性を活かした活動に対して70万円を上限に交付。	つながりひろば(市民活動支援センター)： 市民活動に関する相談、情報提供、団体間の交流促進等を行う、市民活動の拠点となる施設。
	地域づくりサポート制度： 地域の課題解決の話し合いへ専門家を派遣する制度。 内容に応じて話し合いの方法を提案し、課題解決の方法を探る。自治会・校区コミュニティそれぞれ1箇所ずつ実施。		
	古賀市コミュニティ活動補助金： 地域課題の解決及びまちづくりの進展を図るためのコミュニティ活動に対する補助。 補助率は補助対象経費の5分の4、補助額の上限は単独事業24万円、共働事業64万円。 書類提出に加え、無作為抽出により選出された市民20人より意見を表明する「公開プレゼンテーション」を経て交付決定を実施。		

2. つながりひろば（市民活動支援センター）における市民活動支援の状況

つながりひろば（市民活動支援センター）とは：

市民活動に関する相談、情報提供、団体間の交流促進等を行う、市民活動支援の拠点となる施設。
より効果的な支援体制を構築するため、平成31年度から運營業務を特定非営利活動法人エコけんに委託している。

項目	具体的な支援内容（R6年度）
情報の発信及び収集	情報誌「わ・わ・わ通信」（年4回）の発行、小学生向け情報誌「わ・わ・わジュニア」を市内小中学校等に掲示（年1回）
	市公式ホームページ、Facebook、LINEによる情報発信及び収集
	リーパズプラザ交流館フォーラムにて団体の活動紹介パネル展を2回開催
	市内の企業へ社会貢献（ボランティア等）に関するアンケート調査
活動に対する相談対応	延べ68件 ボランティアをしたい・知りたい人からの相談や、団体活動・運営に関する相談、講師・出演依頼等多岐に渡る
研修及び講座の開催	団体向け運営能力向上のための講座：8回
	つながりひろば登録団体のボランティアの受け入れ：75回
	地域の出前講座や成人式実行委員会の振り返りなど外部の講座へ参加
	古賀市役所の各課と連携した講座の開催
市民活動団体間の交流及び連携支援	登録団体同士や団体の活動のボランティア希望者との交流会を3回開催
	学生のボランティア希望者と団体とのマッチング支援
活動場所や備品の提供	ロッカー及び連絡ボックスの貸し出し
	ミーティングスペースの貸し出し